

第157回 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会 議事要旨

日 時 平成29年10月19日(木) 13時15分～13時35分

場 所 事務局大会議室

出席者 松下、金久、石田、原田、山田、荻田、森(司)、竹下、前田(明)、吉重、中村(夏)、山本、北村、前阪、和田、濱田(幸)、濱田(初)、金高、添嶋、赤嶺、宮本(直)、国重、鶴木、森(克)の各評議員

欠席者 瓜田(出張)、安田(出張)評議員

陪席者 緒方監事、岩重監事
有馬(正)事務局次長、池ノ上、宮園、藏田、永松、東房の各課長、藤田副課長

議 題

1. 第156回議事要旨確認

資料1に基づき、原案どおり確認した。

2. 学長諮問

なし

3. 学長報告

なし

4. 審議事項

(1) 平成30年度体育学部非常勤講師の任用計画について

学長から、平成30年度体育学部非常勤講師の任用計画について諮られ、有馬次長から資料2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

(2) 宮崎大学との連携及び協力に関する協定について

学長から、宮崎大学との連携及び協力に関する協定について諮られ、森学長補佐から資料3に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

5. 報告事項

(1) 平成29年度共同研究、受託研究、寄附金の受入報告(第2四半期)について

宮園学術図書情報課長から、資料4に基づき、共同研究(4件)、受託研究(3件)寄附金(4件)について、報告があった。

- (2) 平成29年度学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業の応募結果について藤田経営戦略課副課長から、資料5に基づき、平成29年度学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業の応募結果について、報告があった。

6. その他

- (1) 株式会社財宝の商品に対する本学公式飲料の名称に関する取扱いについて本件について学長から以下のとおり説明があった。

< 学長説明内容 >

株式会社財宝との寄附講座締結により、飲料商品(スポーツドリンク)に「国立大学法人鹿屋体育大学公式飲料」の名称が付加されているが、株式会社財宝ならびに本学との間による書面等の確認がなされていない状況にある。

今回、株式会社財宝より飲料商品の成分を粉末化した商品(スポーツドリンクの素)を販売することから、粉末商品についても飲料商品と同様に公式飲料の名称付加の許可について依頼があった。飲料商品、粉末商品の成分について相違が無いことが確認できたので、名称の使用については許可した。但し、品質や効果等については、本学は保証できない旨を書面に記して回答することとした。

以上の説明の後、種々意見交換が行われ、了承された。

HP用

< 学長説明内容 >

今回、株式会社財宝より飲料商品の成分を粉末化した商品(スポーツドリンクの素)を販売することから、粉末商品についても飲料商品と同様に公式飲料の名称付加の許可について依頼があった。飲料商品、粉末商品の成分について相違が無いことが確認できたので、名称の使用については許可した。但し、品質や効果等については、本学は保証できない旨を書面に記して回答することとした。